

2012年1月

『 3 つ の 約 束 』
年金原資保証型一時払新個人年金保険（USドル建）
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社
（旧AIGエジソン生命保険株式会社）

本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時のパンフレットであり、ご契約者向けに掲載しているものです。

〔注〕現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-975-611

受付時間 平日9:00~18:00
(土日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

2011年5月版

AIGエジソンの 3つの約束

安心の通貨分散

年金原資保証型一時払新個人年金保険（USドル建）



募集代理店

引受保険会社

AIGエジソン生命

AIGエジソン生命からの3つの約束

約束

1

据置期間満了まで、
USドルを固定利率で殖やします。

契約時に適用された据置期間中の予定利率は、据置期間満了時まで一定です。

約束

2

据置期間満了時*の
年金原資額について、円元本を最低保証

円元本を年金支払開始日の為替レート(TTM)でUSドル換算した金額と基本年金原資額のいずれか大きい金額
 *ここでいう据置期間満了時とは年金支払開始時のことを指します。

約束

3

万一の場合の
死亡給付金額について、円元本を最低保

この商品における「円元本」とは、下記のいずれかの金額のことを指します。

- ① 一時払保険料を円でお振込みいただいた場合(保険料円入金特約付加時):お振込みいただいた金額
- ② 一時払保険料をUSドルでお振込みいただいた場合:一時払保険料がAIGエジソン生命指定の口座に着金した日における為替レート(TTM)を円換算した金額

! <この商品において特にご注意ください事項>

1.お客さまが支払う諸費用

- (1) 契約時に、契約時費用として保険契約の締結に必要な費用(一時払保険料の6%)が一時払保険料(USドル)から控除されます。
- (2) 予定利率は、保険契約の維持や死亡保障等に必要の費用を控除して設定されます。
- (3) 年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2011年4月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)
- (4) 円で解約払戻金等を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。
 ※TTMとTTBの差額は1円です。(2011年4月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)
- (5) USドルで年金・死亡給付金・解約払戻金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

2.この商品における市場リスク

(1) 為替変動リスク

この保険は、据置期間満了時の年金原資額、円で受取る場合の死亡給付金額につき、円元本(契約時の一時払保険料円換算額)が最低保証されていますが、次の金額については為替変動により円元本を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。①円支払特約付加時の解約払戻金額、②年金等請求書類受付日が年金支払開始日の翌日以後の年金原資額、③年金円支払特約付加時の円で年金受取総額。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

(2) 市場金利変動リスク

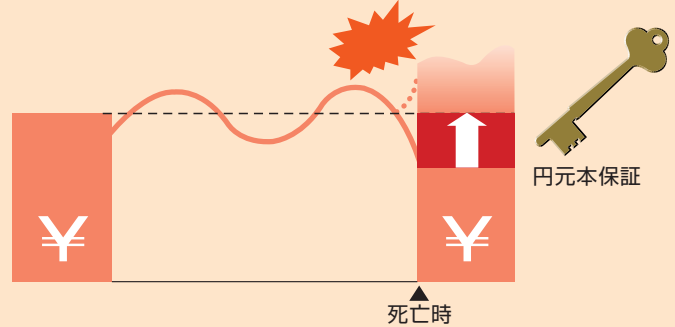
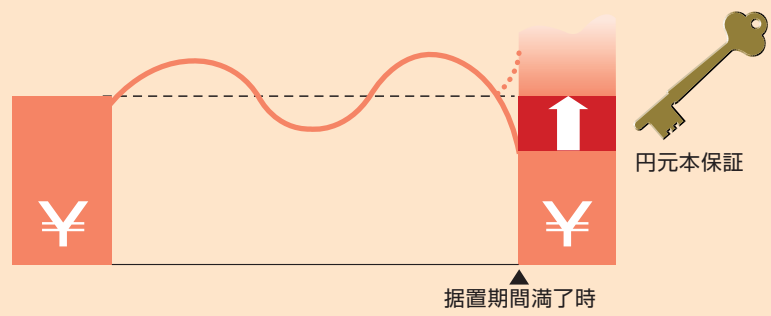
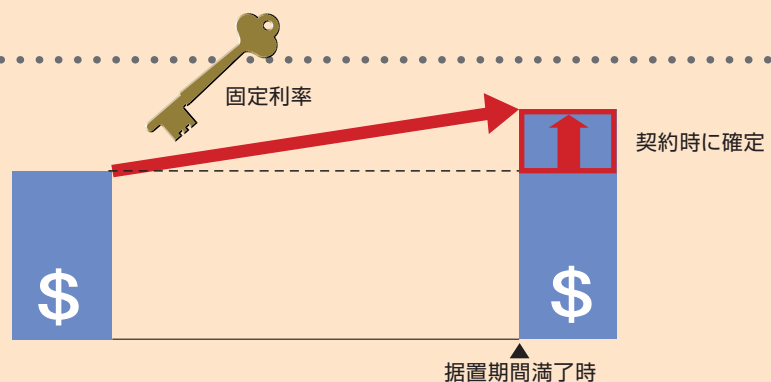
この保険における解約払戻金額や年金支払開始後の一括支払金額は、アメリカ合衆国の市場金利の変動に応じた市場価格調整率が適用されるため変動します。このため、一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。この市場金利変動リスクは契約者・受取人に帰属します。ただし、年金支払開始日から1ヵ月以内の年金原資の一括支払の場合は、市場価格調整率を適用しません。



します。
を年金原資額とします。

証します。

で一時払保険料



! 据置期間中に解約された場合、その時の契約者価額および市場価格調整率、適用為替レート（円受取の場合）に応じて解約払戻金額は変動しますので、受取額が一時払保険料または円元本を下回る場合があります。
・死亡給付金をUSDドルで受取られる場合、円元本は保証されません。

用語の説明

◎ 予定利率について

● 据置期間中に適用される予定利率
市場金利情勢等に応じて毎月2回設定されます（「月初～15日まで」と「16日～月末まで」適用）。
設定された予定利率は契約時から据置期間を通して一定です。

● 年金支払開始日以後の予定利率
年金支払開始日に市場金利情勢等に応じて設定されます。設定された予定利率は、年金支払開始日から年金支払期間を通して一定です。

◎ 契約者価額について

一時払保険料から契約時費用に相当する金額を控除した金額を所定の予定利率を用いて複利計算した額で、将来の年金・給付金を受取る際の基準となる権利金額のことをいいます。

◎ 据置期間について

契約日から年金支払開始日の前日までの期間を表します。

◎ 基本年金原資額について

年金支払開始時における将来の年金を支払うために必要な積立金のことをいい、この保険では年金支払開始日の前日末における契約者価額と同額となります。

◎ 増加後年金原資額について

円元本を年金支払開始日の為替レート（TTM）でUSDドル換算した金額（一時払保険料換算金額）が基本年金原資額よりも大きくなる場合、この金額のことを増加後年金原資額といいます。

安心の円元本保証機能で、着実に資産を殖やします。

1 契約時

お申込金額（一時払保険料）をUSDドルで決めていただきます。

- 20,000USDドル以上（100USDドル単位）で設定いただけます。

為替手数料はかかりません。

- 円による保険料払込時の為替手数料はいただいておりません。

❗ 解約時等、TTB（TTM-1円）が適用される取扱があります。（2011年4月1日現在） → **P.5**

●契約時に適用される据置期間中の予定利率および為替レートは、着金日における予定利率および為替レートとなりますので、契約の際は、ご注意ください。

❗ 契約時費用として、保険契約の締結に必要な費用（一時払保険料の6%）が一時払保険料（USDドル）から控除されます。

2 据置期間中

据置期間中の予定利率は固定です。

- 一時払保険料（USDドル）から契約時費用を控除した金額に対し、契約時に適用された予定利率が据置期間中変わらず適用されます。

死亡給付金（円）は為替レートに関わらず、円元本が最低保証されます。

❗ USDドルで死亡給付金を受取る場合、円元本の保証はありません。

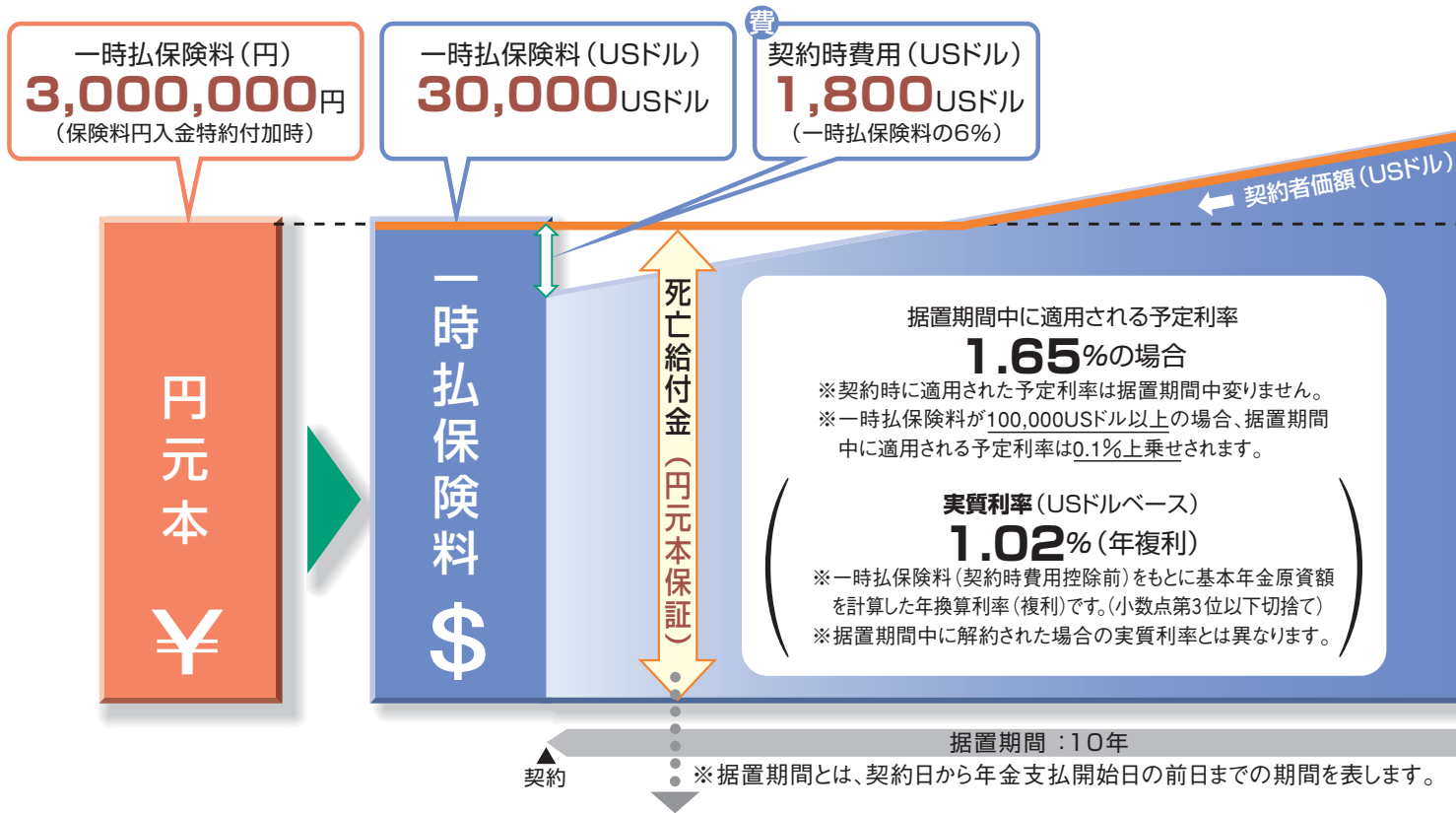
●中途解約の場合、円元本を下回る場合がある等の注意事項があります。 → **P.5**

❗ 予定利率は、保険契約の維持や死亡保障等に必要の費用を控除して設定されます。

契約例

- 契約年齢……………50歳 男性
- 一時払保険料……………30,000USDドル
- 保険料円入金特約……………付加
- 為替レート（TTM）……………100円（仮定）
- 据置期間……………10年
- 据置期間中に適用される予定利率…1.65%（仮定）
- 年金種類……………10年確定年金
- *年金支払開始日は据置期間満了日の翌日となります。

❗ 下記の数値は、契約例に基づく仮定の数値ですので、実際のご契約の数値とは異なる場合があります。



「遺族年金支払特約」の付加により、死亡給付金の全部または一部を遺族年金としてお受取りいただけます。

3

年金支払開始日前

年金支払開始日の2週間前までに一括受取と年金受取から選択できます。
 ●お客様の選択により「USDドル」でも「円」でも受取れます。
 年金種類は「終身年金」と「確定年金」から選択できます。

! 年金支払開始日の被保険者の契約年齢によって、選択できる年金種類や年金支払期間は異なります。

→ P.6

費 年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2011年4月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

4

年金支払開始時

年金原資額は為替レートに関わらず、円元本を最低保証します。

●円元本を年金支払開始日の為替レート(TTM)でUSDドル換算した金額と基本年金原資額のいずれか大きい金額をこの保険の年金原資額とします。したがって、年金原資額は、円元本が最低保証されます。 → P.5

! 年金支払開始日の2週間前までに必要書類を提出して年金の支払請求をしていただかない場合は、円元本が最低保証されない場合があります。

●年金等請求書類のAIGエジソン生命受付日が年金支払開始日の

【翌日以後となり円で受取る場合】
 年金等請求書類のAIGエジソン生命の本社到達日の翌営業日の為替レートが適用されますので円元本を下回る場合があります。

【翌月の応当日以後となり一括受取をする場合】
 市場価格調整が適用されますので、受取通貨に関わらず受取額が増減します。

基本年金原資額 (USDドル)
33,214.13 USDドル
 ※契約時に確定

年金支払開始日の為替レート(TTM)によって年金原資額が変動します。
 ただし、円元本を最低保証します。

◆基本年金原資の円換算額が円元本を上回る場合

▶基本年金原資額をこの保険の年金原資額とします。
 年金支払開始日の為替レート(TTM)が1USDドル=100円の場合
 年金原資額(円) **3,321,413**円
 ※年金原資額(USDドル) 33,214.13USDドル

基本年金原資の円換算額が円元本を下回る為替レート(TTM): **90.32**円

◆基本年金原資の円換算額が円元本を下回る場合

▶増加後年金原資額をこの保険の年金原資額とします。
 年金支払開始日の為替レート(TTM)が1USDドル=90.32円以下の場合
 年金原資額(円) **3,000,000**円
 ※年金支払開始時の年金原資額(USDドル)は年金支払開始日の為替レートによって異なります。 → P.5

年金原資額は「一括」または「年金」、通貨は「円」または「USDドル」で受取り可能です。 → P.6

費 USDドルで諸支払金を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

基本年金原資額

年金支払開始日に基本年金原資額を円に換算

基本年金原資の円換算額

¥

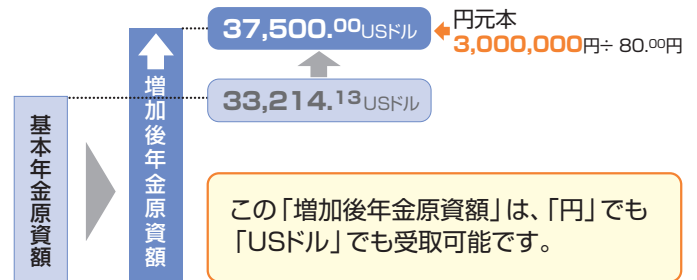
\$

据置期間満了

年金原資の円元本保証の仕組み

- 円元本を下回る場合*、USDルの年金原資を増やすことにより円元本を最低保証します。
*基本年金原資額 (USDル) を年金支払開始日の為替レート (TTM) で円換算した金額が円元本を下回る場合
- 増えた後のUSDルの年金原資を「増加後年金原資額」といいます。
- 「増加後年金原資額」は円元本を年金支払開始日の為替レート (TTM) でUSDル換算した金額となります。
- この「増加後年金原資額」がこの保険での年金原資額となります。
- ※一時払保険料をUSDルで入金された場合、一時払保険料 (USDル) をAIG エジソン生命が受取った日の為替レート (TTM) で円換算した金額を円元本相当額とし最低保証します。

■ 3、4ページの契約例 (円元本:3,000,000円) 年金支払開始日の為替レート (TTM) が80.00円の場合



死亡給付金の取扱い

■ USDルでの受取り

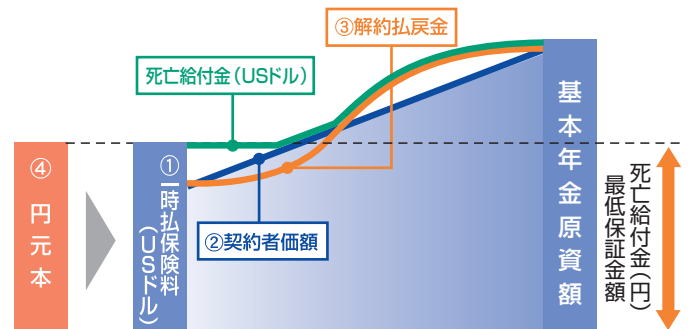
次のいずれか大きい金額をお支払いします。

- ① 一時払保険料 (USDル)
- ② 死亡日における契約者価額 (USDル)
- ③ 死亡日における解約払戻金額 (USDル)

■ 円での受取り (円支払特約付加)

USDルの死亡給付金を、所定の請求書類のAIGエジソン生命本社到達日の翌営業日のTTMで円換算した金額をお支払いします。この金額は、④円元本が最低保証されます。

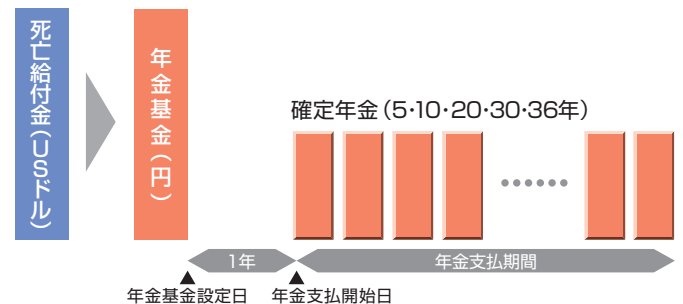
❗ USDルで受取る場合、円元本は保証されません。



遺族年金支払特約

- 据置期間中の死亡給付金を一時金支払いにかえて円建の年金 (5・10・20・30・36年確定年金) としてお支払いします。
- ※所定の請求書類のAIGエジソン生命本社到達日の翌営業日のTTMで死亡給付金 (USDル) を円換算し、遺族年金基金に充当します。
- ※最低年金額 (10万円) に満たない場合には一時金としてお支払いします。
- この特約は、新契約時・据置期間中および死亡給付金請求時に付加することができます。
- ※年金支払期間は、この特約の付加時にご指定いただき、以後の変更はできません。
- ※この特約の解約については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 遺族年金は、年金基金設定日の翌年の応当日よりお受取りいただけます。
- 死亡給付金受取人からのご請求により一時金受取または一部一時金受取での選択が可能です。



❗ 死亡給付金の全額を遺族年金で受取る場合または、死亡給付金の一部を遺族年金で受取り、残りを円の一時金で受取る場合は、死亡給付金の円換算額について、円元本が保証されます。ただし、一部一時金をUSDルで受取る場合、円元本は保証されません。

❗ 年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。また、このほかに基金設定時から年金支払開始時までの維持・管理費用が控除されます。(2011年4月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

❗ ご注意ください:中途解約の取扱い

解約払戻金額 (USDル) は、解約日の契約者価額に所定の市場価格調整率を用いて計算された金額となりますので、増減する場合があります。解約後は、以後の保障、年金のお支払い等はありません。

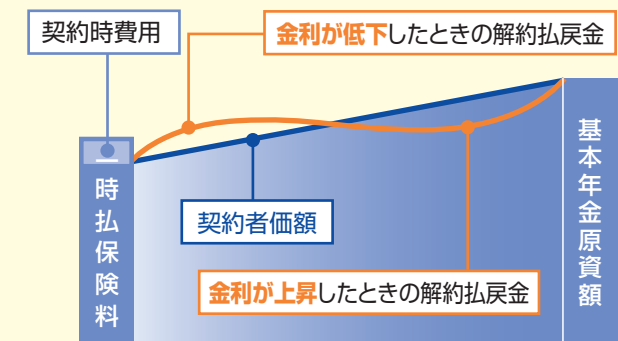
■ 解約払戻金額 (USDル) の計算式

「解約日における契約者価額 × (1 - 市場価格調整率)」
(市場価格調整率については、パンフレット最終面をご覧ください。)

- ❗ 中途解約においては、契約時費用と市場価格調整率のため、解約払戻金額が一時払保険料 (USDル) を下回る場合があります。
- ・中途解約の場合には円元本は保証されません。

❗ 円で解約払戻金を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額 (1円) は受取人の負担となります。(2011年4月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)

《解約払戻金額 (USDル) 変動のイメージ》



年金支払開始日の2週間前までに受取方法、年金の運用通貨・受取通貨を選択(変更)することが可能です。

選択1 受取方法

年金受取		選択された年金支払期間中、毎年定額の年金をお受けいただけます。年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、継続して年金※をお受けいただけます。
		被保険者が存命である限り、毎年定額の年金をお受けいただけます。保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存保証期間中継続して年金※をお受けいただけます。 ※年金のお受け取りにかえて、死亡一時金をお受けいただくことも可能です。
		年金支払開始日に年金受取にかえて、一時金としてお受けいただけます。

選択2 年金の運用通貨・受取通貨

特約	運用通貨	受取通貨	年金受取のイメージ
円支払特約	¥	¥	毎年定額の円建の年金が受取れます。
年金円支払特約	\$	円/USD	毎年の年金支払日に受取通貨をUSDと円から選択いただけます。
特約付加なし	\$	\$	毎年定額のUSD建の年金が受取れます。

- ❗ 所定の年金額を満たさない場合および契約時・年金支払開始日の契約年齢(被保険者)によっては、選択できない年金種類(年金支払期間)があります。
- ・年金円支払特約により円で受取る場合には、適用される為替レートによって毎年の年金額(円)は変動するため、受取総額が円元本を下回る場合があります。USDで受取る場合には年金額(USD)は定額となります。
- ・年金受取の場合、年金額は、年金支払開始時に設定される予定利率(保証期間付終身年金の場合は予定利率および予定死亡率)等により決定されるため、契約時には確定していません。

【費】年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2011年4月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

税務取扱い

- この年金保険の税法上の取扱いは、日本国内で販売される一般の生命保険と同じとなります。
- 保険料入金時・諸支払金の受取時の通貨(円/USD)にかかわらず、税務取扱いについては、それぞれの基準日(「ご契約のしおり・約款」参照)において円換算した金額が適用されます。

【契約時】お申込みいただいた保険料は、払込まれた年の生命保険料控除の対象となります(個人年金保険料控除の対象にはなりません)。

【据置期間中】

■解約時または年金原資の一括受取時の差益に対する課税(契約者=受取人の場合)

年金種類	契約後5年以内の場合	契約後5年超の場合
確定年金	20%源泉分離課税	一時所得
終身年金	一時所得	

※諸支払金をUSDで受取る場合、課税により税引後の受取額(USD)が一時払保険料(USD)を下回る場合があります。

【年金支払期間中】

■年金受取時または年金支払開始後の一括受取時の課税(契約者=受取人の場合)

年金種類	年金受取時	年金支払開始後の一括受取時
確定年金	雑所得	一時所得
保証期間付終身年金		雑所得

■死亡給付金受取時の課税

契約者	被保険者	受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者・子	相続税
本人	配偶者・子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者	子	贈与税

【ご参考】

■一時所得について

- 他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。
- 特別控除の50万円を超える部分については、その1/2の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\left(\begin{array}{c} \text{一括受取額} \\ \text{または} \\ \text{解約払戻金} \end{array} - \begin{array}{c} \text{一時払} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{c} \text{50万円} \\ \text{(特別控除)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2} \rightarrow \text{総合課税}$$

■雑所得について

雑所得金額=その年に受取る年金額-必要経費*

*必要経費=その年に受取る年金額×(一時払保険料/年金受取総額または見込額)

税務取扱いは、2011年4月1日現在の税制に基づいて記載していますので、今後の法改正等で取扱いが変更される場合があります。また個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署、関与税理士等にご確認ください。

- ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています「契約概要」と、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を説明しています「注意喚起情報」を記載した「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「ご契約のしおり・約款」には、商品の詳細、クーリング・オフ(お申込の撤回等)、告知義務、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更、AIGエジソン生命の生命保険募集人(担当者)の権限など、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識、主な保険用語の説明等を記載しています。必ずご確認のうえ、大切に保管ください。

ご契約に際して

最低一時払保険料	1契約あたり:20,000USドル 上記金額以上の額を、100USドル単位でご指定ください。		
最高一時払保険料 (既契約を含む)	契約年齢	最高保険料	
	1歳～69歳	30,000万円	
	70歳～74歳	25,000万円	
	75歳～80歳	15,000万円	
年金種類別 被保険者の 契約年齢および 年金支払開始 年齢の取扱範囲	年金種類	被保険者の 契約年齢	年金支払 開始年齢
	確定年金(5年・10年)	1歳～80歳	11歳～90歳
	確定年金(20年)	1歳～75歳	11歳～85歳
	確定年金(30年)	1歳～65歳	11歳～75歳
	確定年金(40年)	1歳～55歳	11歳～65歳
	保証期間付終身年金	30歳～70歳	40歳～80歳
責任開始の日 (契約日)	申込まれた契約の保障が開始することを責任開始とい います。その責任開始時の属する日を責任開始の日とい います。責任開始の日は一時払保険料相当額の領収 日となります。		
遺族年金 支払特約 (年金原資保証型 年金保険用)	遺族年金支払特約を付加する場合、遺族年金の年金支 払期間は、5年、10年、20年、30年、36年から選択して いただきます。 *特約の内容については、5ページをご覧ください。		
告知	職業のみ告知いただきます。		

取扱いの詳細

死亡給付金等	《据置期間中》 責任開始日以後に被保険者が死亡された場合、死亡日 における契約者価額(USドル)または解約払戻金額(US ドル)、一時払保険料(USドル)のいずれか大きい金額を 死亡給付金としてお支払いします。円でご受取の場合は、 一時払保険料(円)を最低保証します。 《年金支払開始日以後》 ・確定年金 死亡日において確定年金期間の残存期間がある場合、 残存期間中、年金としてお支払いします。なお、年金にか えて死亡日における残存期間に対する未払年金の現価と 請求書類のAIGエジソン生命受付日における年金一括 支払金額のうちいずれか大きい金額を死亡一時金として お支払いすることも可能です。 ・保証期間付終身年金 死亡日において保証期間の残存期間がある場合、残存 期間中、年金としてお支払いします。なお、年金にか えて死亡日における残存期間に対する未払年金の現価と 請求書類のAIGエジソン生命受付日における年金一括 支払金額のうちいずれか大きい金額を死亡一時金として お支払いすることも可能です。
	市場価格調整とは、解約払戻金または年金一括支払金 の計算の際に、解約払戻金または年金一括支払金に対 応する資産の時価を反映させる手法のことをいいます。 一般的にご契約時よりもアメリカ合衆国の市場金利が高 くなると資産価値は減少し、市場金利が低くなると資産 価値は増加する性質があります。 《市場価格調整率の計算例》 *市場価格調整率には、上限・下限はありません。 ・解約払戻金の場合 $\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{契約日に適用されている予定利率}}{1 + \text{解約日に計算される予定利率} + 0.3\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}^{\ast 1}}{12}}$ *1解約日から据置期間満了日までの残存月数(月数未満切上げ) *年金一括支払金の計算の際に使用する市場価格調整率の 計算方法は上記解約払戻金の場合とは異なります。 詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主な適用為替レート

(詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください)

この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは、次の通りとなります。
なお、TTMはAIGエジソン生命が指定する金融機関の公示値を用い、TTBは
TTM-1円となります。(2011年4月1日現在)

対 象	適用為替レート	適用 日
一時払保険料	最初TTM	AIGエジソン生命の指定口座に着金した日
年 円支払特約付加	最初TTM	年金支払開始日 ^{※2}
年金円支払特約付加	最初TTM	毎年の年金支払日 ^{※2}
年金支払開始日の 年金原資の一括支払金	最初TTM ^{※2}	年金支払開始日 ^{※3}
死亡給付金 死亡一時金	最初TTM	死亡給付金(一時金)請求書類の AIGエジソン生命本社到達日の翌営業日
解約払戻金	最初TTB	専用フリーコールへの申出の場合 解約申出日の翌営業日 ^{※4}

- ※2 年金等請求書類のAIGエジソン生命受付日が年金支払(開始)日の翌日以後である場合は請求書類本社到達日の翌営業日
- ※3 年金原資の一括支払請求書類のAIGエジソン生命受付日が年金支払開始日の翌日以後である場合は、請求書類本社到達日の翌営業日の最初TTB
- ※4 上記以外の場合は、解約請求書類のAIGエジソン生命本社到達日の翌営業日
- *USドルで取り引きされた場合の税務取扱上の適用為替レートとは異なる場合があります。

特約について

保険料円入金特約 (一時払個人年金保険用)	一時払保険料をUSドルにかえて円により入金ができます。
円支払特約 (年金原資保証型 年金保険用)	年金支払開始日以前にこの特約を付加することによって、 年金・給付金等をUSドルにかえて円により受取ることが できます。 死亡給付金または遺族年金を受取る際にこの特約を付 加すると、一時払保険料(円)が最低保証されます。 なお、この特約を付加して(遺族)年金を受取る場合の 最低年金額は10万円となります。
年金円支払特約 (年金原資保証型 年金保険用)	年金支払開始日以後にこの特約を付加することによって、 USドル建の年金等をUSドルにかえて円により受取るこ とができます。なお、年金で受取る場合には、毎年の年 金支払日にその都度受取通貨をUSドルまたは円から選 択することができます。

*上記特約の正式名称には「(一時払個人年金保険用)」または「(年金原資保証型
年金保険用)」が含まれますが、当パンフレットでは「」内を省略して記載しています。

その他

クーリング・オフ (お申込の撤回等)	この保険は、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解 除をすることができます。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」 をご確認ください。
配当金	この保険は、無配当保険のため配当金はありません。
増額・減額	この保険は、増額・減額のお取扱いはいたしません。

ご契約後は、ご契約者さま専用のコールセンターにより、
お問合せ・ご相談にお応えする体制を整えています。

専用ダイヤル **0120-975-611** (フリーコール/通話料無料)
受付時間 9:00～18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

募集代理店からのお知らせ

- ・保険募集を行なうにあたって、募集代理店がお客さまのお取引きに関する情
報(預金・為替・融資等の情報)を利用させていただく場合があります。また、
保険募集を行なった際に、お客さまから提供いただいた情報やご契約内容
等の情報を他のお取引きに利用させていただく場合があります。
- ・「3つの約束」のご契約の成否が、お客さまと募集代理店との他のお取引き
に影響することはありません。
- ・「3つの約束」は、AIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品で
す。生命保険商品は、預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- ・「3つの約束」は、必ずしも払戻保険料相当額が保証されている商品ではあ
りません。また、解約の時期によっては、解約払戻金がわずかな場合があり
ます。
- ・募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店
宛にご確認ください。

お問合せ(担当者) ※AIGエジソン生命の生命保険募集人(担当者)は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。

募集代理店

引受保険会社

AIGエジソン生命

AIGエジソン生命保険株式会社

〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワ

TEL (03) 6658-6000 (大代表)

ホームページ <http://www.aigedison.co.jp>

登E-A11-088 (2011.05.01) No.5394

AIGエジソン生命は、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員です。AIGの許可を受けて社名に「AIG」を当面継続して使用しますが、当社とAIGは経営上の関係はありません。